

## 東日本大震災前に取得した特定株式等

**Q** : 相続等により取得した特定株式等の評価は、どのようにするのですか？

**A** : 次のように評価します。

### 【解説】

次により取得した特定株式等で、平成23年3月11日において所有していたものの価額は、その取得の時の時価によらず、次のとおり評価することが認められます。

「特定株式等」とは、指定地域内にあった動産等の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等(上場株式等を除く)をいいます。

①平成22年5月11日から平成23年3月10日までの間に相続等により取得

②平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得

### (1) 類似業種比準方式

その法人の見積利益金額を比準要素(配当金額、利益金額、純資産価額)に反映させて計算することができます。

### (2) 純資産価額方式

法人が保有していた各資産のうち、平成23年3月11日において保有していた指定地域内にあった動産等について、その動産等の状況が震災の発生直後の現況にあったものとみなして評価した価額により総資産価額を計算することができます。

### (3) 配当還元方式

「年配当金額」を上記(1)の見積利益金額を反映させた配当金額によって計算することができます。

